

意見の概要と市の考え方、条例及び条例施行規則(案)への反映方針

お寄せいただきましたご意見と、それらに対する市の考え方、条例及び条例施行規則(案)への反映方針は次のとおりです。ご意見は要約し、内容が同様のものについてはまとめて記載しています。

I 条例及び条例施行規則(案) 全体に関する意見

番号	該当項目 《該当ページ》	意見・提案（要約）	市の考え方	条例及び条例施行規則(案)等への反映方針
1	その他	<p>主に自転車に関する意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車は車道の走行が原則であり、また歩行者との交錯を避けるためにも、自転車道は歩道の一部としてではなく車道を拡幅して整備すべきです。 ・自転車歩行者道として整備するにしても、整備済区間と未整備区間の境界で車道側から自転車道に入れない、またその逆がないように努めていただきたいと思います。 ・死角を減らし安全性を保つため自転車道の停止線を車道より少し前に設定することも検討してほしいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造令の規定では、歩行者、自転車、自動車それぞれの交通量と、安全かつ円滑な交通の確保のための設置の必要性に応じて歩道、自転車道、自転車歩行者道を設置することとしています。実際の設置にあたっては、対象となる道路のネットワーク特性、地域特性を十分に考慮し、地域の状況に応じて歩道や自転車通行空間の設置の必要性を判断いたします。 ・自転車歩行者道の整備の際の、貴重なご意見として承ります。 ・自転車道の停止線設置に関しては、警察と協議して決定することから、協議の際の貴重なご意見として承ります。 	<p>○原案のとおりとさせていただきます。</p>